

令和2年5月29日会議提出議案一覧表

- 議案第 7号 令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 8号 鳥羽市市税条例の一部改正について
- 議案第 9号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第10号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第11号 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 鳥羽市介護保険条例の一部改正について
- 報告第 1号 令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について
- 報告第 2号 令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

令和2年5月29日会議提出議案概要

議案第 7号 令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）

（別紙の予算概要を参照）

議案第 8号 鳥羽市市税条例の一部改正について

（税務課）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

■市税全般

（公布の日から施行）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を規定（※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもの）

■固定資産税

（公布の日から施行）

- ①調査を尽くしても所有者の存在が不明である場合、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる規定を整備
- ②登記簿等に、所有者として登録されている個人が死亡した場合において、現所有者が賦課徴収に必要な事項を申告しなければいけない規定を整備
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある事業者が所有する償却資産及び家屋に係る固定資産税について軽減措置の対象とする規定を整備（※この措置による減収額については全額国費で補填）
令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間に比べ
 - ・30%以上50%未満減少している者 → 1/2
 - ・50%以上減少している者 → ゼロ
- ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構造物を加えるとともに適用期限を2年延長する規定を整備
（※この措置による減収額については全額国費で補填）

■軽自動車税

(公布の日から施行)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限について、半年間延長する規定を整備

(※この措置による減収額については全額国費で補填)

- ・現行 → 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで
- ・改正後 → 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

■市民税

(令和3年1月1日から施行)

- ①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、その当該金額分を寄附金控除の対象とみなす特例を規定
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できなくても、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等一定の要件を満たせば、期限内に入居できたのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう特例を規定

ほか

議案第 9号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある事業者が所有する償却資産及び家屋に係る都市計画税について軽減措置する規定を整備

(※この措置による減収額については全額国費で補填)

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間に比べ

- ・30%以上50%未満減少している者 → 1/2
- ・50%以上減少している者 → ゼロ

- ・引用条項の整理 (※第2条の規定は令和3年3月1日より施行)

議案第10号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民課)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る、国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、必要な事項を定める。

<特例の対象となる保険税>

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの

<主な内容>

減免申請書の提出期限について

- ・現行 → 納期限まで
- ・改正後 → 市長が指定する日

議案第11号 鳥羽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(市民課)

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金の支給にかかる申請書の受付事務を追加。

議案第12号 鳥羽市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉課)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る、保険料の減免申請書の提出期限の特例について、必要な事項を定める。

<特例の対象となる保険料>

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの

<主な内容>

減免申請書の提出期限について

- ・現行 → 普通徴収は納期限前7日まで、特別徴収は前前月の15日まで
- ・改正後 → 市長が指定する日

報告第1号 令和元年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

(企画財政課)

令和元年度一般会計予算において、繰越明許費を設定した事業の繰越額を調製した。(別紙 繰越計算書を参照)

報告第2号 令和元年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算について

(水道課)

令和元年度鳥羽市水道事業会計において、年度内に支払い義務が生じなかった建設改良事業の繰越額を調製した。(別紙 繰越計算書を参照)